平成２５年（フ）第１７９３号
東京都八王子市戸吹町１―22
債務者　田中　章子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７９４号
埼玉県所沢市けやき台２丁目26―５　けやき台ハイツ102
債務者　高橋　朋子（旧姓安原）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７９６号
千葉県野田市山崎1509―26　ユニテ梅郷Ｂ―１―Ｍ
債務者　鈴木　将照
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７９７号
東京都足立区鹿浜６丁目14―５―304
債務者　堤　　浩一
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７９８号
東京都中野区上高田２丁目42―１―202
債務者　穴久保晃子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７９９号
埼玉県さいたま市見沼区春野１丁目６―12―404
債務者　古川　弓子（旧姓横川）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８００号
東京都調布市国領町４丁目１－２　第２北浦荘201
債務者　長尾　達也
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８０１号
東京都練馬区大泉町４丁目45―10
債務者　成田　葉子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８０８号
東京都中野区中央２丁目58―17
債務者　木下　智之
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８０９号
東京都渋谷区道玄坂２丁目20―26―203
債務者　谷野　　蘭
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８１４号
千葉県四街道市美しが丘１丁目33―５　アネックスＡ棟３号室
債務者　岩渕　　寛
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８１５号
東京都江東区住吉２丁目14―５
債務者　堀江　英充
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８１６号
東京都多摩市永山４丁目４―７―403
債務者　今井　文子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８１９号
東京都東村山市萩山町１丁目３―13―202
債務者　木目沢　充
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８２０号
東京都西東京市ひばりが丘北３丁目５―３―101
債務者　越川　美冬
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十五種郵便物認可